

2026年度 神戸市職員(キャリアリターン)採用選考案内

神戸市人事委員会

- 採用予定日:2027年4月1日、2027年10月1日、
2028年4月1日のいずれか
- 受付期間:2026年4月21日～2027年3月31日

キャリアリターン採用とは

神戸市では、本市を離職後にさまざまな知識・スキルを身に付けた人材や、離職前の経験を持った即戦力を採用するため、民間企業への転職・コミュニティビジネスの起業や、育児、介護、配偶者の転勤等を事由に離職した人を対象に選考を実施します。

2026年度選考の変更点

第1次選考として、書類選考(申込書・在職時の勤務成績による評価)を追加します。

1. 選考職・採用予定数

(1)選考職

人事委員会が採用試験(選考)を実施する職(総合事務、福祉、土木、建築、総合設備、総合科学、水道技術、消防等)、資格免許職(保育士、保健師等)、労務職(乗合自動車運転士等)等

※2026年度に職員採用試験(選考)を実施する職に限ります。

※年度途中の状況により、対象となる選考職が追加される場合があります。

最新の情報は、神戸市職員採用ホームページをご確認ください。

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a14057/shise/shokuinsaiyou/kobe/careerreturn.html>)

※離職時と業務内容が同一の選考職にてお申込みください。

申込できる職位は離職時と同等以下の職位となります。

(例:離職時に係長級:係長級または係員で申込可/離職時に係員:係員のみで申込可)

(2)採用予定数

各若干名

2. 選考を受けることができる資格

下記の①～③いずれも満たす人

① 下記の要件を満たす神戸市を離職した人

- ・神戸市離職時に係長級以下であった人
- ・神戸市職員(任期付職員・会計年度任用職員の期間を除く)として、
満3年以上の経験(休職期間を除く)がある人

② 採用予定日時点で、職員の定年に満たない人(2027年4月1日時点で62歳未満の人)

③ 採用予定日時点で、神戸市を離職後5年以内である人

※神戸市の定年前再任用職員および応募認定退職者制度により退職した人は受験できません。

※「消防」を除く選考職は、日本国籍を有しない人も受験できます。

※受験時期によって採用予定日が異なります。詳細は「3. 選考内容(1)スケジュール」をご確認ください。

○上記の記載にかかわらず、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ①地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない人
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ②1999年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

※人事委員会が実施する採用試験(選考)は、当該年度にいずれか1つしか受験することができません。
(ただし、育児休業等代替任期付職員採用試験(選考)とは重複受験が可能です。)

※本選考は同一年度内に1回のみ受験可能です(複数回受験不可)。また、2025年度のキャリアリターン採用選考 D タームの受験者は、2026 年度キャリアリターン採用選考 A タームの受験はできません。

3. 選考内容

(1)スケジュール・選考内容

		Aターム	Bターム	Cターム	Dターム
申込受付		2026年 4月21日(火) ～6月30日(火)	2026年 7月1日(水) ～9月30日(水)	2026年 10月1日(木) ～11月30日(月)	2026年 12月1日(火) ～2027年 3月31日(水)
第1次選考	選考方法	書類選考(申込書・在職時の勤務成績による評定)			
	合格発表日	7月24日(金)	10月15日(木)	12月16日(水)	4月13日(火)
第2次選考	選考方法	個別面接(対面) その他、選考職に応じて必要な能力検査を課す場合があります。のうち1日			
	実施日 ※1	8月6日(木) ～9日(日) のうち1日	10月29日(木) ～11月1日(日) のうち1日	2027年 1月10日(日) ～13日(水) のうち1日	5月6日(木) ～9日(日) のうち1日
	合格発表日	8月中旬	11月下旬	1月下旬	5月下旬
採用予定日 ※2		2027年4月1日			2027年10月1日 または 2028年4月1日

※1 第1次選考合格発表日に、神戸市職員採用ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、第2次選考の案内(日時・場所等)を掲載します。必ず内容を確認してください。

※2 採用の時期は、欠員状況等に応じて前倒しとなる場合があります。

(2) 合格発表

いずれの選考においても、神戸市職員採用ホームページに合格者の受験番号を掲載します。
また、第2次選考合格者へは、登録されたメールアドレス宛に通知を行います。
不合格者への通知は行いません。

4. 合格から採用まで

- (1) 選考を受けることができる資格がないこと又は申込内容の記載事項等に虚偽がある場合には、合格を取り消すことがあります。
- (2) D ターム合格者の採用の時期は、本人の希望をふまえて決定しますが、必ずしも希望どおりにならない場合があります。
- (3) 日本の国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。
- (4) 日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公務員に関する基本原則」に基づき、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職に該当しない範囲で行われます。
 - 公権力の行使に該当する職務
(例) 税務、用地買収、民間事業の指導・許認可等の業務 など
 - 公の意思の形成への参画に携わる職
(例) 市の基本施策(組織、人事、財政、政策形成など)の決定に携わる職、課長級以上で市政の企画、立案、決定等に関する職 など
- (5) 2026年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(2024年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、児童等に接する業務については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となり、確認の結果、こども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用をしない場合や採用後の配置について制限がかかる場合があります。このため、あらかじめ採用までの過程において、書面等により、特定性犯罪の前科の有無の確認を行うとともに、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。

保育士区分で受験する方へ

- 合格者のうち、すでに保育士資格を有する受験者については、児童福祉法第18条の20の4の規定に基づき、「保育士特定登録取消者管理システム」により、児童生徒性暴力等(※1)を行ったことにより保育士登録を取り消された者等(以下、「特定登録取消者」といいます。)に該当するか否かの検索を行います。予めご了承ください。(※1)教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する行為をいいます。
- 対象者が特定登録取消者に該当することが判明した場合、選考の評価にかかわらず、不合格とする場合があります。

5. 勤務条件等

- (1) 採用後の職位
採用選考を行った職位での採用となります。
- (2) 給与(最終合格後、職歴証明書などの経歴等を確認するための証明書類を提出していただきます)
 - ・初任給: かつて神戸市職員であった際の等級及び号給を基本に、神戸市離職後の経歴等を考慮して決定します。
 - ・諸手当: 家族や住まい、勤務内容等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当(4.65月分:2025年度実績)等が支給されます。

(3) 勤務時間・休日等

勤務時間	午前8時45分から午後5時30分まで(休憩1時間)
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)
休暇	年次有給休暇は20日(半日単位、時間単位でも取得可能) 夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、介護休暇、忌服休暇など
条件付採用期間	採用後6か月 この期間に職務を良好な成績で遂行したときに、はじめて「正式採用」になります。
福利厚生	共済制度(病気・怪我・休業時等の給付、公的年金制度、その他福祉事業等) 地方公務員災害補償制度など

※勤務時間、休日に関して、勤務場所や職務内容によっては、勤務時間、休日が異なる場合や、交代制勤務を要する業務に従事することがあります。

6. 申込手続

(1) 提出書類

採用選考申込書

(神戸市職員採用ホームページに掲載している所定の様式に、必要事項を入力してください)

(2) 申込の流れ

上記(1)を添付のうえ、Eメールにて送信してください。

提出先:神戸市人事委員会事務局任用課

Eメールアドレス:crjinjiinkai@city.kobe.lg.jp

※件名を『キャリアリターン●ターム採用申込(名前)』(例:『キャリアリターン●ターム採用申込(神戸 花子)』)として送信してください。

(3) 注意事項

- ・各タームの受付期間中に受信したものを有効とします。
- ・余裕を持って早めに申込手続を行ってください。使用するパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切の責任を負いません。
- ・複数の申込みはできません。複数申込みされた場合、最初に受信したものの以外は無効とします。
- ・「@city.kobe.lg.jp」のドメインから送付されるメールが受信できるように設定してください。また、パソコンから送付されるメールが受信できるように設定してください。

7. 問い合わせ先

神戸市人事委員会事務局任用課

Eメール:crjinjiinkai@city.kobe.lg.jp

TEL:(078)322-5823 FAX:(078)322-6153